

## 規制シート(様式)

190195002180001

平成28年12月26日

規制の名称	港湾法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	港湾法(昭和25年法律第218号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	港湾局総務課長 島田 勘資
規制目的	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>○港湾区域及び臨港地区等における行為規制(第4章) (港湾区域内水域等を占用しようとする者は、港湾管理者の許可が必要等)</p> <p>○開発保全航路内における行為規制(第6章) (開発保全航路内において水域の占用等を行うようとする者は国土交通大臣の許可が必要)</p> <p>○港湾運営会社に係る規制(第7章) (港湾運営会社の総株主の議決権を一定割合以上取得又は保有することの禁止等)</p> <p>○その他の規制(第8章) (・港湾管理者以外の者で港湾の利用に必要な施設等に対し料金を收受しようとするものは、港湾管理者に対し料率を記載した書面の提出が必要 ・港湾管理者は、非常災害による港湾施設に対する緊急の危険を防止するためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を一時使用すること等ができる 等)</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	<p>①港湾区域内水域等の占用に係る公募方式の導入(平成28年法改正) 港湾管理者は、洋上風力発電施設等について、港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定できることとした。また、公平かつ適正な公募の実施が図られるために、港湾管理者の監督処分の対象の追加を行うとともに、公募に係る罰則規定の整備を行った。</p> <p>②港湾協力団体制度の創設(平成28年法改正) 港湾の管理等に係る活動を行う民間団体について、港湾管理者の指定を受けたものを港湾協力団体として法的に位置づけ、港湾協力団体が業務として行う行為に関し必要となる港湾区域内水域等の占用等の許可について、港湾協力団体と港湾管理者との協議が成立することをもって、当該占用の許可があったものとみなすこととした。</p>	関連する政策評価結果	平成28年2月に港湾法の一部を改正する法律案について政策評価(事前評価(RIA))を実施 <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001118076.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001118076.pdf</a>
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>①港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため。</p> <p>②官民連携による港湾の管理等を促進するため。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	①新設 ②改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上述のとおり		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		